

# 荒川総合スポーツセンター防犯カメラ設置運用基準

地域文化スポーツ部  
スポーツ振興課

## (趣旨)

第1条 この基準は、荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成25年条例第28号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、荒川総合スポーツセンター(以下「センター」という。)に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この基準で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

## (設置目的)

第3条 防犯カメラの設置目的は、センターにおける犯罪の発生を予防し、センターを利用する区民等の安全及び安心を確保することとする。

## (設置年月日)

第4条 防犯カメラは、平成32年4月1日から運用を開始する。

## (設置台数等)

第5条 防犯カメラの設置台数は、次の表に掲げるとおりとする。

	場所	台数	主な用途
1	1階	11台	防犯・監視
2	2階・中2階	8台	
3	3階	7台	
4	4階	2台	
5	エレベーター	3台	
	合計	31台	

2 防犯カメラで撮影した画像は、センター1階の事務室内に設置する記録・再生装置に内蔵された記録媒体(以下「記録媒体」という。)に記録する。

3 画像のモニターの設置場所は、センター1階の事務室内とする。

## (撮影対象区域等)

第6条 防犯カメラの撮影対象区域及び配置並びに防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラ設置者の名称を表示する場所は、別紙図面のとおりにする。

( 防犯カメラ管理責任者等 )

第 7 条 防犯カメラの管理及び運用に関する責任者 ( 以下「管理責任者」という。 ) は、地域文化スポーツ部スポーツ振興課長とする。

2 管理責任者を補佐する者 ( 以下「取扱責任者」という。 ) は、地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者 ( 以下「指定管理者」という。 ) の職員であるセンター館長とする。

3 防犯カメラを取り扱う者 ( 以下「取扱者」という。 ) は、センターに勤務する指定管理者の常勤職員とする。

( 指定管理者による防犯カメラの取扱い )

第 8 条 指定管理者は、防犯カメラにより取得する個人情報の取扱いの適正を期するため、区との協定により義務付けられた個人情報保護に係る規定に基づき必要な措置を講じなければならない。

( 画像データの保管及び取扱い )

第 9 条 画像データの保管期間は、記録媒体に画像データとして記録された日から 14 日間とし、14 日経過後に新たな画像データで上書きすることにより当該画像データを削除する。

2 管理責任者は、画像データの保管に当たっては、画像データの漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 画像データを取り扱う者は、取扱者の中から複数特定するものとし、画像データの取扱いは、管理責任者の承認を受けた上で、取扱責任者の立会いの下で取扱者が行わなければならない。

4 前項の画像データの取扱いは、センター 1 階の事務室で行うものとし、管理責任者、取扱責任者及び取扱者の以外の者の目に触れることがないようにする。ただし、次条第 2 項及び第 3 項又は第 11 条の規定により画像データ等の利用、提供又は開示を行うこととした場合は、当該利用、提供又は開示の相手方に対しても閲覧等をさせることができる。

5 画像データを取り扱ったときは、その内容を防犯カメラ記録画像内部検索記録簿 ( 別記第 1 号様式 ) に記載することとする。

( 画像等の適正な管理 )

第 10 条 管理責任者、取扱責任者及び取扱者は、画像及び画像データ ( 以下「画像等」という。 ) から知り得た情報を他に漏らしてはならない。管理責任者、取扱責任者及び取扱者でなくなった後においても同様とする。

2 画像等の第 3 条に規定する目的以外のための利用又は提供に係る要件、手続等については、荒川区個人情報保護条例 ( 平成 8 年荒川区条例第 28 号 ) の定めるところによる。

3 前項に定める利用又は提供をするに当たっては、前条第 3 項から第 4 項までに

規定する方法により必要と認められる画像データを抽出し、閲覧させ、又は必要に応じて光ディスク等の媒体に記録して提供することにより行うこととする。

(画像データの開示)

第11条 被撮影者からの請求による画像データの開示については、荒川区個人情報保護条例の定めるところによる。

(費用負担)

第12条 第9条又は前条に規定する利用、提供及び開示の請求に要する費用の負担については、荒川区個人情報保護条例の定めるところによる。

(苦情の処理)

第13条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する区民等からの苦情があったときは、迅速かつ適切に処理するものとする。

2 取扱責任者は、防犯カメラに係る事故等が発生したときは、速やかに管理責任者に報告する。

(利用者等への周知)

第14条 管理責任者は、利用者や地域住民等へ防犯カメラの設置目的の周知に努めるとともに、職員及び利用者等への防犯カメラに対する理解の徹底を図るため、運用上の必要事項を記載した普及啓発文書を設置する。

(保守点検時の立会い)

第15条 防犯カメラの保守点検を行う際は、画像データの不当な抜き取り、画像の複写等を防止するため、管理責任者、取扱責任者、取扱者のいずれかが立ち会うものとし、立ち会った者が保守点検経過記録簿(別記第2号様式)に記載することとする。

(記録媒体の修理)

第16条 機器の修理は現地での修理を原則とするが、修理を行う事業者が記録装置を持ち帰る必要が生じたときは、区職員又は取扱責任者が立会いの下、取扱者が画像データを消去又は光ディスク等の媒体に一時的に移行した上で記録媒体を引き渡さなければならない。また、移行したデータについては、第9条で定める画像データの保管期間内に消去することとし、修理の経過はカメラ・記録再生装置 持ち帰り修理経過記録簿(別記第3号様式)に記載することとする。

(記録媒体の廃棄)

第17条 管理責任者は、画像データの記録された記録媒体を廃棄するときは、画像データを消去し、又はその記録媒体を粉砕する等の方法により画像データを復

元することができないようにしなければならない。また、廃棄の経過は記録媒体  
廃棄経過記録簿（別記第4号様式）に記載することとする。

（その他）

第18条 この基準に定めるもののほか必要な事項については、管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、平成32年4月1日から施行する。